

障害者雇用奨励金支給要綱

(総則)

第1条 障害者の雇用の促進と就労の定着を図るため、事業主に対する障害者雇用奨励金（以下「雇用奨励金」という。）の支給については、この要綱の定めるところによる。

(支給対象障害者)

第2条 この要綱において「支給対象障害者」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「雇用法」という。）第2条第4号に規定する知的障害者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳を有する者

ウ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が支給する職場介助者助成金の支給対象者である又は支給対象者であった重度視覚障害者又は重度四肢機能障害者

エ 機構が支給する重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金の支給対象者である又は支給対象者であった者

(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として、週当たりの労働時間が20時間以上として雇用されている者（ただし、被保険者とならない場合は、単に週当たりの労働時間が20時間以上として雇用されていれば足りるものとする。）

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 就労支援機関等（よこすか就労援助センター、就労移行支援事業所その他の障害者の就労を支援する機関及び特別支援学校等の教育機関をいう。以下同じ。）による職場定着支援を受けることができる者

イ 公共職業安定所の紹介により雇用関係にある者（就労支援機関等による職場定着支援を受けたいことを希望しない者に限る。）

(4) 本市に住所を有する者又は市外のグループホーム等に居住する者のうち、本市が援護の実施者であるもの

(支給対象者)

第3条 雇用奨励金は、次の各号のいずれかに該当する（以下単に「事業主」という。）に支給する。

(1) 前条第1号ア又はイに掲げる支給対象障害者を新たに3月以上雇用しよ

うとするもの

- (2) 前条第1号ウ又はエに掲げる支給対象障害者を雇用しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの
(支給認定)

第4条 雇用奨励金の支給の認定を受けようとする事業主は、雇用奨励金支給認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 支給対象障害者との雇用関係を証する書類
- (2) 支給対象障害者の勤務時間、給与額等の雇用条件が分かる書類
- (3) 支給対象障害者が雇用保険の被保険者である場合は、当該被保険者であることが分かる書類
- (4) 支給対象障害者が雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第6条の2の規定による特定求職者雇用開発助成金(以下「特開金」という。)の支給対象者となる場合は、当該支給を受けている又は受けていたことが分かる書類
- (5) 支給対象障害者が第2条第1号ウ又はエに該当する場合は、職場介助者助成金又は重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金の支給対象である又は支給対象であったことが分かる書類
- (6) 雇用法第43条第1項に定める雇用義務に関する申告書(第4号様式)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が必要であると認める書類

2 前項に規定する申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期日までに行わなければならない。ただし、事業主が特開金の支給を受けている場合には、当該期日を経過した後であっても、当該特開金の支給対象期間の終了日後1年に限り、申請を行うことができるものとする。

- (1) 支給対象障害者が第2条第1号ア又はイに該当する場合 雇用契約に基づく就労の開始日から1年を経過する日
- (2) 支給対象障害者が第2条第1号ウ又はエに該当する場合 次に掲げる期日のうちいずれか遅い日
 - ア 雇用契約に基づく就労の開始日から1年を経過する日
 - イ 職場介助者助成金又は重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金の受給資格の認定日から1年を経過する日

3 市長は、第1項の申請書を受けたときは、当該認定の可否を決定し、雇用奨励金支給認定通知書(第2号様式)により当該事業主に通知するものとする。

(請求)

第5条 前条の規定により認定を受けた事業主は、9月及び3月の末日までに、当月分までをとりまとめて、雇用奨励金請求書(第3号様式)に次の掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 支給対象障害者が勤務した日数、時間数、給与額等を証する書類
- (2) 最低賃金の減額特例を受けていることを証する書類(減額特例を受けている場合に限る。)

2 第9条第1号又は第2号の規定により認定を取り消された事業者は、支給対象障害者を雇用していた月分について、前項の規定に準じて雇用奨励金を請求することができる。

(支給月額及び支給月)

第6条 雇用奨励金は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる雇用した支給対象障害者(1月当たり10日以上賃金の支払い対象となった場合に限る。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 神奈川県社会福祉協議会の認定を受けたともしびショップ(以下単に「ともしびショップ」という。)に雇用されている支給対象障害者1人につき月額4万円
- (2) 前号以外の障害者 1人につき月額3万円

2 前項本文の規定により雇用奨励金を算定する場合において、事業主が特開金の支給を受けているときは、当該助成金に係る支給対象障害者の数を雇用している支給対象障害者の数から除くものとする。

3 前2項の規定により算定された雇用奨励金は、4月及び10月に支給するものとする。

(支給期間)

第7条 雇用奨励金の支給期間は、次のいずれかとする。

- (1) 雇用法第43条第1項に定める雇用義務(以下「雇用義務」という。)を負う事業主に対する支給期間は、第4条第3項により支給認定を受けた日から起算して3年間とする。この場合において、当該3年間の支給期間中に、第6条第1項に定める賃金支払い要件を満たさない月があった場合にあっては、その月数分は支給期間に加算しないものとする。
 - (2) ともしびショップを運営する事業主及び雇用義務を負わない事業主に対する支給期間は、第4条第3項により支給認定を受けた日から支給期間の定めを設けないものとする。
- 2 雇用義務を負わない事業主が、支給期間中に雇用義務を負うこととなった

場合は、当該義務を負った日（以下この項において「基準日」という。）から前項第1号の規定に定める期間、雇用奨励金の支給を受けることができるものとする。この場合において、当該基準日が支給認定日から起算して3年を超過している場合は、当該基準日の属する月をもって支給を終了するものとする。

（届出）

第8条 事業主は、前条に規定する支給を受けている期間内に支給対象障害者に異動を生じたときは、直ちに市長に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、第4条第3項の規定により認定された事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すものとする。

- （1）雇用していた支給対象障害者を事業主の都合により解雇したとき。
- （2）雇用していた支給対象障害者を雇用奨励金の支給期間が終了した等の事業主の都合による不適切な理由により、雇い止め等したとき。
- （3）虚偽の申請により認定を受けたとき。
- （4）業務を執行する際に法令に違反する行為を行ったとき。
- （5）雇用契約に関し著しく信義に反する行為を行ったとき。

2 前項第1号又は第2号に該当して認定を取り消された事業主は、認定を取り消された日から3年間、前項第3号から第5号までに該当して認定を取り消された事業主は、認定を取り消された日から5年間、新たに第4条に規定する支給認定を受けることができないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 昭和51年5月31日までに第3条の規定により雇用報奨金の支給の認定の申請を行った事業主が、第2条の規定による雇用報奨金の支給要件に該当しているときは、その事業主に対する雇用報奨金の支給は、第6条の規定にかかわらず、昭和51年4月分から開始する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の障害者雇用奨励金支給要綱第2条に規定する支給

対象障害者のうち、この要綱による改正後の障害者雇用奨励金支給要綱（以下「改正後の要綱」という。）第2条第4号に掲げる要件を満たすものは、改正後の要綱第2条に規定する支給対象障害者とみなす。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和8年3月31日までに改正前の障害者雇用奨励金支給要綱第4条の規定による認定を受けた事業主に対する雇用奨励金の支給期間については、改正後の障害者雇用奨励金支給要綱第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例による。

第1号様式（第4条第1項関係）

雇用奨励金支給認定申請書

年 月 日					
(あて先) 横須賀市長					
事業所所在地 事業所名 事業主氏名 電話番号					
事業所産業分類			従業員数		
障害者の状況	住 所				
	氏 名		生年月日		
	雇用年月日				
	知的障害者	判定機関	1 神奈川県立総合療育相談センター（障害者更生相談所） 2 横須賀市児童相談所 3 その他（ ）		
		判定年月日	年 月 日	障害程度	
	精神障害者	手帳番号			
		交付年月日	年 月 日	障害程度	
	身体障害者	手帳番号			
		交付年月日	年 月 日	障害の種類及び程度	

事務処理	受付印

第 2 号様式（第 4 条第 3 項関係）

雇用奨励金支給認定通知書

年 月 日	
事業所所在地	
(申請者)	事業所名
事業主氏名	
横須賀市長	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div>	
1 次のとおり認定します。	
(支給期間)	
	住所
(雇用者)	
	氏名
2 次の理由により、認定することができません。	
(理由)	

第 3 号様式（第 5 条関係）

雇用奨励金請求書

年 月 日	
（あて先）横須賀市長 事業主所在地 事業所名 事業主氏名 電話番号	
本件責任者 _____ 電話番号 _____ 担 当 者 _____ 電話番号 _____	
障 害 者	住 所 _____ 氏 名 _____
請 求 金 額	円
請 求 内 容	自 _____ 年 月分 至 _____ 年 月分
雇用法第 43 条第 1 項に定める雇用義務の状況報告	<input type="checkbox"/> 認定時点から変更なし <input type="checkbox"/> 変更あり ・雇用法第 43 条第 1 項に定める雇用義務の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 変更発生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
備 考	

銀行名 _____ 支店名 _____

振込先 口座番号 普通・当座 _____

口座名義人（カタカナ） _____

第 4 号様式（第 4 条第 1 項関係）

雇用法第 43 条第 1 項に定める雇用義務に関する申告書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

下記に記載した内容に相違ないことを誓約いたします。
また、本申告書の内容及び雇用奨励金の支給認定期間中の雇用法第 43 条第 1 項に定める雇用義務について、横須賀市が事実確認を行うことに協力するとともに、横須賀市が関係機関に調査することを承諾いたします。

事業主所在地
事業所名
事業主氏名
電話番号

雇用義務の有無に関する状況

（いずれか該当する項目にチェックを付し、必要事項をご記入ください。）

当事業所は、申請日現在、雇用法第 43 条第 1 項に定める雇用義務を負いません。
従業員数 人（うち雇用障害者数 人）

当事業所は、申請日現在、雇用法第 43 条第 1 項に定める雇用義務を負います。
従業員数 人（うち雇用障害者数 人）